

申請の手引き

申請書名	屋外広告物等表示（設置）許可申請書
申請時注意事項	提出部数 2 部（正本・副本各一部ずつ）
添付書類等	申請書のとおり
手数料	別紙のとおり
問い合わせ先	まちづくり課 計画整備班 電話番号 496-1171 内線156

○酒々井町手数料条例第2条第10項

千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)に基づく屋外広告物の許可

はり紙・ポスター50枚につき 380円

はり札10枚につき 380円

立看板1枚につき 380円

アーチ1基につき 4,000円

旗・のぼり・横断幕1枚につき 380円

アドバルーン1個につき 2,000円

自動車の広告物1枚につき 1,150円

電柱類の広告物1個につき表示面積1平方メートル未満のものにあつては380円、表示面積1平方メートル以上のものにあつては1平方メートルまでごとに380円

広告板等1枚につき表示面積1平方メートル未満のものにあつては760円、表示面積1平方メートル以上2平方メートル未満のものにあつては1,150円、表示面積2平方メートル以上5平方メートル未満のものにあつては2,000円、表示面積5平方メートル以上のものにあつては5平方メートルまでごとに2,000円